

政策会議議事概要

【政策会議】

日 時：令和7年3月24日（月）09時30分～10時11分

場 所：6階第2特別会議室

出席者：20名

玉城知事、池田副知事、大城副知事、小川政策調整監、知事公室長、総務部長、企画部長、環境部長、生活福祉部長、こども未来部長、医療介護統括監、農林水産部長、産業振興統括監、文化観光スポーツ部長、土木建築部長、会計管理者、教育長、病院事業局長、企業局長、県警本部長

報告事項

- 1 防災タイムラインの作成と配備体制について（知事公室）
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 2 沖縄振興特別措置法5年以内検証・見直し（計画改定・制度提言）について（企画部）
→企画部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 3 北部豪雨災害の支援について（生活福祉部）
→生活福祉部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 4 福祉分野人材育成推進会議部会について（こども未来部）
→こども未来部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 5 令和7年大船渡森林火災支援募金について（保健医療介護部）
→医療介護統括監より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 6 与那国島南方排他的経済水域内に中国により設置されたブイへの対応について（農林水産部）
→農林水産部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 7 沖縄県文化芸術振興基金に係る寄付金について（文化観光スポーツ部）
→文化観光スポーツ部長より配布資料に基づいて説明が行われた。

8 「水道広域化施設整備事業」座間味村座間味地区への水道用水共有開始について（企業局）

→企業局長より配布資料に基づいて説明が行われた。

9 「教職員メンタルヘルスの日」の制定について（教育庁）

→教育長より配布資料に基づいて説明が行われた。

知事等の発言

- ・防災タイムラインの作成について、全市町村と情報共有を行い、連絡体制を強化すること。（玉城知事）
- ・沖縄振興特別措置法５年以内見直しに向けて、関係団体と連携して、意見聴取を行い、考え方の組み立てを行うこと。（玉城知事）
- ・防災タイムラインについては、市町村へ丁寧な説明を行うこと。また、本格運用の前に庁内で設置訓練を行うこと。（池田副知事）

以 上

政策会議 提案議題

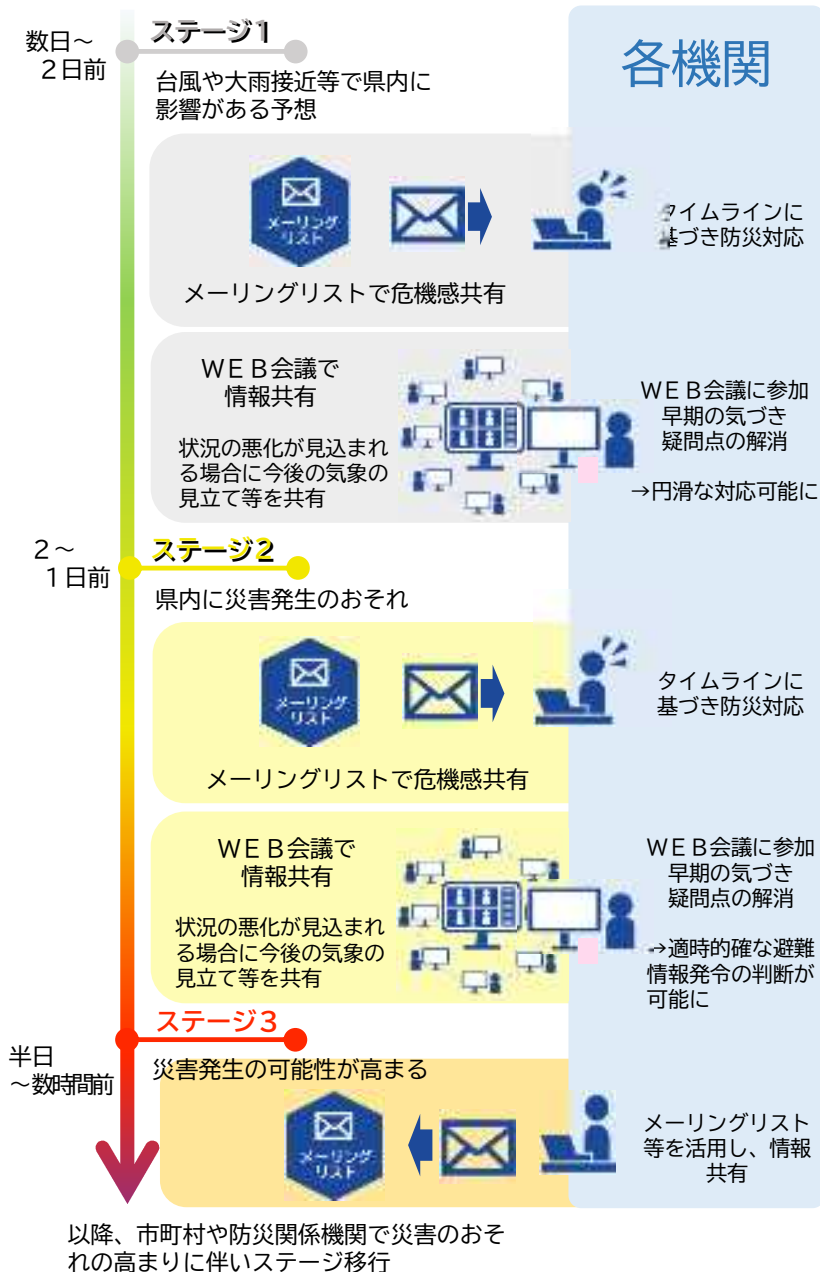
- 1 防災タイムラインの作成と配備体制について
(知事公室) … P 1
- 2 沖縄振興特別措置法 5 年以内検証・見直し(計画改定・制度提言)
について(企画部) … P 5
- 3 北部豪雨災害の支援について
(生活福祉部) … P 8
- 4 福祉分野人材育成推進会議部会について
(こども未来部) … P 10
- 5 令和 7 年大船渡森林火災支援募金について
(保健医療介護部) … P 11
- 6 与那国島南方排他的経済水域内に中国により設置された
ブイへの対応について(農林水産部) … P 12
- 7 沖縄県文化芸術振興基金に係る寄付金について
(文化観光スポーツ部) … P 15
- 8 「水道広域化施設整備事業」座間味村座間味地区への水道用水
共有開始について(企業局) … P 16
- 9 「教職員メンタルヘルスの日」の制定について
(教育庁) … P 17

意見交換事項等

所管部局：知事公室

件名	防災タイムラインの作成と配備体制について
内容	【経緯】 北部地域における大雨では、国、県、市町村、防災関係機関の間での連携や情報共有の課題、特に、各防災関係機関の活動状況が共有されておらず、災害時の初動対応や応急活動に重複や漏れが課題として挙げられた。 そこで、外部講師（東京大学客員教授 松尾一郎）を招聘し、助言を得ながら、各部局の協力のもと国、県、市町村その他防災関係機関が参加するAAR（振り返り）を実施し、課題の洗い出しと、改善に向けた議論を進めてきた。 ・ 令和6年12月24日 第1回 AAR（課題の洗い出し等） ・ 令和7年 2月12日 第2回 AAR（振り返りと意見交換等） ・ 令和7年 3月28日 第3回 AAR（タイムライン案の説明等） 【県の対応等】 対応1 おきなわ県域タイムライン（仮称）の策定・試行 AARで明らかとなった課題の改善に向け、災害発生前後に、「いつ」「どの機関が」「何をすべきか」を時系列でまとめた防災行動計画（タイムライン）である、「おきなわ県域タイムライン（仮称）」を、出水期（令和7年5月上旬）前までに策定し、試行運用するよう取り組んでいる。 また、試行運用中は、実際の警報発表時にタイムラインに沿った防災行動が円滑に行われたか検証し、随時、改善を図りながら本運用につなげていく。 対応2 災害対策本部等の設置基準の見直し 主に気象警報の発表状況をもとに災害対策本部等を設置するかを判断する従来の設置基準を、線状降水帯や土砂災害に関する情報など気象庁が発表する気象警報以外の情報等も踏まえた設置基準に見直す。 設置基準の見直し後は、直ちに運用を開始し、設置基準の検証や見直しを繰り返し進めて、完成させることとしたい。 「おきなわ県域タイムライン（仮称）」、「災害対策本部等の設置基準」はいずれも試行版であり策定後、試行運用として活用・検証・見直しを繰り返し、令和9年度までの本運用を目指す。

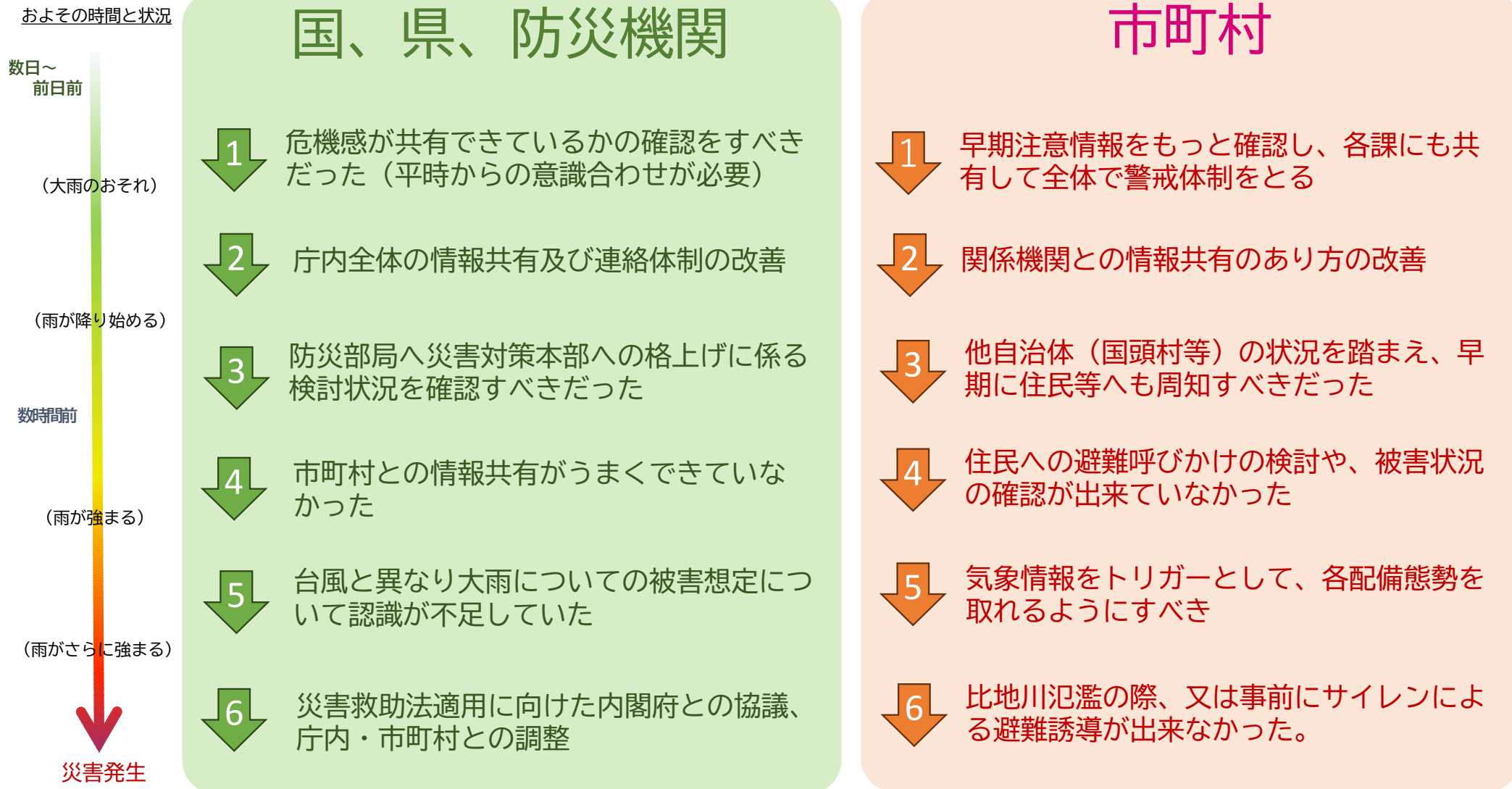
おきなわ県域水防災タイムラインの運用イメージ



警戒 ステージ	行動 目標	行動目標の 内容	主なステージ 移行判断基準	主な防災行動	役 割								
					沖縄 気象台	沖縄 総合 事務局	県			市町村	防災 関係機 関		
							防災 部局	土木 部局	その他 部局				
0	平時	水害対応に備え、日頃から防災やTLの理解促進等を図るステージ	—	災害救助法等防災関連法規に関する研修会及び防災知識・技術の普及 災害時を想定した訓練の実施や、タイムラインの見直し等	○	○	○	○	○	○	○	○	
1	準備	気象予測を基に災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ	■早期注意情報〔中〕〔高〕 ■地方・府県気象情報 ■線状降水帯発生情報（半日）	各種防災情報の収集及び共有	○	○	○	○	○	○	○	○	
				防災対応に備えた人員の調整・確保	○	○	○	○	○	○	○	○	
				管理施設及び資機材の点検・準備等		○	○	○	○	○	○	○	○
2	注意	迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ	■大雨注意報 ■洪水注意報 ■地方・府県気象情報	関係機関との連絡体制の確認等	○	○	○	○	○	○	○	○	
				災害対応職員参集体制の確認等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				要配慮者等への声掛け（避難準備）								○	○
				避難所開設の準備							○	○	
3	警戒	雨が強まる中、避難行動等について早期対応を行うステージ	■大雨警報 ■洪水警報 ■地方・府県気象情報	高齢者等避難の発令							○	○	
				避難所の開設							○	○	
				災害救助法適用の確認					○		○		
				避難行動要支援者への支援							○	○	
4	危険	災害リスクの高い地区にいる人々の避難を完了させるステージ	■土砂災害警戒情報 ■記録的短時間大雨情報 ■顕著な大雨に関する情報 ■線状降水帯発生情報	県災害対策本部等の設置			○						
				避難指示の発令							○		
				県から市町村役場へのリエゾン派遣		○				○	○		
				災害救助法適用の検討又は決定					○		○		
5	災害発生 （又は切迫）	命を守るための緊急的な対応を行うステージ	■大雨特別警報 ■洪水キキクル（黒） ■土砂キキクル（黒）	緊急安全確保の発令							○	○	
				避難が完了していない住民への垂直避難の呼びかけ							○	○	
				危険地区からの防災関係職員の退避		○	○	○	○	○	○	○	○

※TL：タイムライン

毎年、梅雨入り前までに関係機関が参加した訓練等を行うとともに、出水期後にタイムラインの試行運用で得られた課題等の検証・改善を行う



【北部大雨AARを踏まえた改善（IP）すべき課題】

- ・ 大雨の「おそれ」段階から、関係機関との間で危機感を醸成する仕組みの構築
- ・ また、今後の気象変化の見立て、現在の対応状況等の情報共有
- ・ 各防災機関における防災行動の「漏れ」「抜け」「³落ち」を防ぐ取り組み

沖縄県災害対策本部等設置基準の見直し（R7.2月試行版）

- 災害対策本部設置基準、災害警戒本部設置基準及び災害対策準備体制(災害情報連絡室)設置基準に**警報以外の気象情報、市町村等(市町村・消防・地方本部)情報**などを追加し、原則自動設置とする。
- 迅速に体制構築を行うため、職員の配備体制を**細分化(A・B)**するとともに、災害対策本部及び災害警戒本部の**会議について書面会議を可能にする**（要綱改正予定）。また、「災害対策準備体制」を「**災害情報連絡室**」に改称する。
- 災害警戒本部の設置者を知事とする。
- 警戒本部以上の体制において、対応する課・班・地方本部の**役割を明確化（県本部の配備・連絡体制を強化、地方本部の情報収集を強化）**
- 具体的な配備要員とその活動については、AARによる各部・関係機関における具体的な対応の確認・改善と、訓練等による見直しを継続する

基準情報・体制		災害情報連絡室	災害警戒本部		災害対策本部		
		(第1配備)	(第2A配備)	(第2B配備)	(第3A配備)	(第3B配備)	(第4配備)
気象庁 情報	大雨	・大雨警報【Lv3相当】 ・洪水警報【Lv3相当】 ・流域雨量指数の予測値が基準Ⅱを超過した場合	・線状降水帯発生情報（半日） ・流域雨量指数の予測値が基準Ⅲを超過した場合	・土砂災害警戒情報【Lv4】 ・記録的短時間大雨情報【複数回、複数市町村】	・線状降水帯発生情報（30/20/10分前、発生）	・大雨特別警報(土砂災害/浸水)【Lv5相当】	
	台風・高潮		・台風接近により暴風警報が見込まれる場合	・「強い」以上の台風が中確率(30%以上)で接近する場合 ・高潮警報【Lv4】	・「強い」台風が高確率(70%以上)で接近する場合	・「非常に強い」以上の台風が高確率(70%以上)で接近する場合	
	地震・津波	・震度4 ・津波注意報 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・震度5弱	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・震度5強、震度6弱 ・津波警報	・震度6強以上 ・大津波警報
県庁 情報 (河川)	被害情報	・河川において避難判断水位が示された場合	・河川において氾濫危険水位が示された場合		・河川の氾濫に関する情報		
市町村等 情報 (消防等含む)	避難・被害 情報	・複数市町村において高齢者等避難【Lv3】	・複数市町村において避難指示【Lv4】 ・被害家屋等の情報 1市町村の被害家屋数が3以上	・複数市町村において市町村災害対策本部設置	・被害家屋等の情報 県内の被害家屋数が15以上	・緊急安全確保【Lv5】	

体制概要	役割	情報収集活動 関係機関との情報共有	情報収集の強化、 市町村対応状況等の注視	事態推移に伴う市町村の一部支援	全庁での情報、水防、輸送、医療、 救護等の応急対策活動を開始	情報、水防、輸送、医療、救護等の 応急対策活動の円滑実施	特別配備により県全組織 機能を振り向けて対処
	配備要員	防災危機管理課及び主要関係課 並びに該当地方本部の指定要員	・第1 配備要員 ・上記に加えて各部の連絡調整員(原則連絡体制) *電話,LoGoChat,リモート等 いずれかで連絡がとれる体制	・第1 配備要員 ・上記に加えて各部の連絡調整員・警戒本部構成課の指定要員(原則配置)	・第2 B配備要員 ・上記に加えて救助及び情報収集等の実施に必要な災害対策本部要員	・左記に加えて必要に応じ、各部・課の災害救助に必要な本部要員について、配置を拡充	全職員が配置につく
	配備組織	○防災危機管理課 ○関係課(海岸防災課等 ※) ○該当地方本部	○本部員:知事公室長・秘書防災統括監・主管課長等(設置者：知事) ○各部の主管課・関係課（※） ○該当地方本部	○事務局 ・危機管理監 ・危機管理補佐官 ・防災危機管理課	○本部員:知事・副知事・警察本部長・知事公室長・部局等長（設置者：知事） ○全庁(各課職員のうち1/3の人数) ○該当地方本部	○事務局 ・危機管理監 ・秘書防災統括監 ・危機管理補佐官 ・防災危機管理課	○本部員:知事～部局等長 ○全庁(全員) ○特例本部（拡大総括情報部体制）
	活動例※	・配備員参集/連絡確認 ・情報システム設定と入力(クロノロ、被害状況地図) ・関係機関情報収集,共有(避難所,避難情報,気象,水位,被害情報) 等	・各担当課による救助等情報収集 ・災害派遣準備,災救法（4号）,応急給水の調整等	・全部局での情報の共有 ・事態推移により地方本部からの市町村LO派遣 等	・国への本部設置連絡 ・県からのLO派遣要請（自衛隊,気象台,沖総局等） ・地方本部の市町村確認強化 ・災害派遣,災救法（1～3号）の調整 等	・自衛隊等国機関との調整 ・協定機関との支援調整 ・ISUT/TEC-FORCE要請検討	被害により要請検討 ・知事会 ・市町村事務の支援等

※_関係課や具体的な活動内容、配備人数については、現在進めているAARの結果を反映する

※_表は基準であり、災害の状況等を踏まえ適宜対応する

※_国の災害対策本部(おそれ本部)設置の必要性がある場合は、内閣府政策統括官(防災担当)等と調整し県の体制を検討する。

意見交換事項等

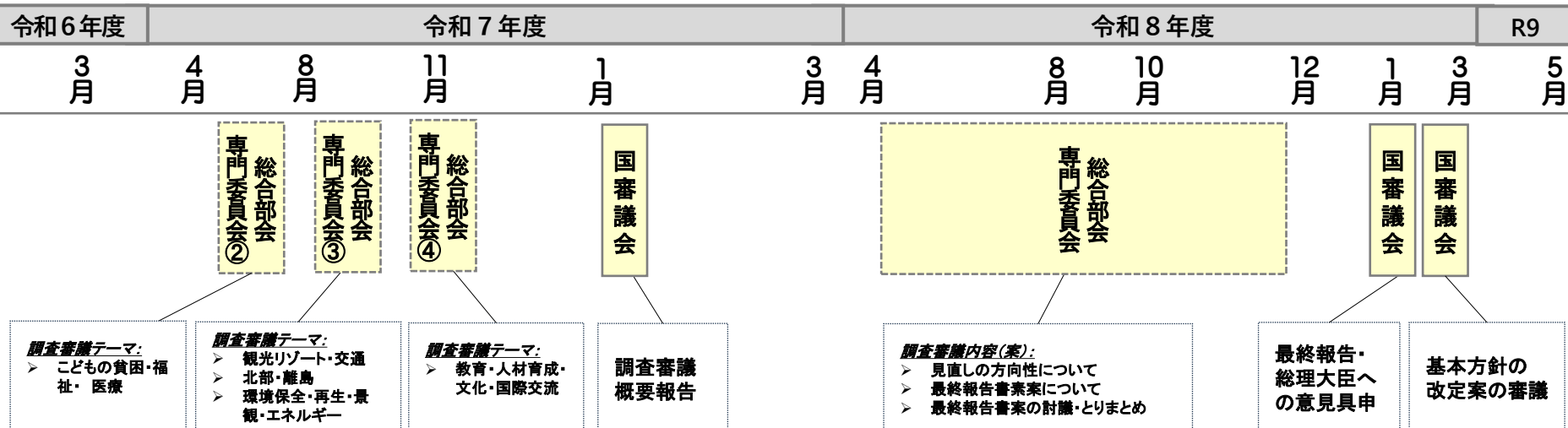
所管部局：企画部

件名	沖縄振興特別措置法５年以内検証・見直し（計画改定・制度提言）について																								
内容	企画部では、沖縄振興特別措置法５年以内検証・見直しに向けた作業について、令和７年３月から各部等へ照会を行うこととしておりますので、ご協力をお願いします。 【経緯】 1 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律では、「施行後５年以内に、沖振法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする」としている。 2 国では、沖縄振興審議会において、令和８年度中に検証結果を取りまとめる予定としている。 【県の対応等】 1 県では、国の令和８年度中の検証結果の取りまとめに向け、国との連携を図りながら、令和７年度中には県の検証結果を取りまとめる予定。 2 新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画の検証・見直しにあたっては、令和７年４月に中間評価実施方針を決定し、令和７年度に前期実施計画の検証、新たな課題の検討等を行い、令和８年度に検証結果を踏まえ、新・基本計画の改定を行う予定。 3 制度の検証・見直しにあたっては、令和７年度に沖振法後期５年間に向けた制度提言を取りまとめ、令和８年度に国へ要望を行う予定。 【今後のスケジュール】 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">計画改定</td> </tr> <tr> <td>令和７年４月</td> <td>中間評価実施方針の決定、各部等へ照会</td> </tr> <tr> <td>令和８年３月</td> <td>中間評価決定</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>新・基本計画改定（素案）決定、諮問</td> </tr> <tr> <td>令和９年３月</td> <td>新・基本計画改定（案）答申、決定</td> </tr> <tr> <td>５月</td> <td>新・基本計画改定</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">制度提言</td> </tr> <tr> <td>令和７年３月</td> <td>制度提言方針策定、各部等へ照会</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>制度提言（中間報告）決定</td> </tr> <tr> <td>令和８年３月</td> <td>制度提言決定</td> </tr> <tr> <td>４月以降</td> <td>国・関係要路へ要請</td> </tr> <tr> <td>（令和９年３月）</td> <td>沖振法改正）</td> </tr> </table>	計画改定		令和７年４月	中間評価実施方針の決定、各部等へ照会	令和８年３月	中間評価決定	10月	新・基本計画改定（素案）決定、諮問	令和９年３月	新・基本計画改定（案）答申、決定	５月	新・基本計画改定	制度提言		令和７年３月	制度提言方針策定、各部等へ照会	11月	制度提言（中間報告）決定	令和８年３月	制度提言決定	４月以降	国・関係要路へ要請	（令和９年３月）	沖振法改正）
計画改定																									
令和７年４月	中間評価実施方針の決定、各部等へ照会																								
令和８年３月	中間評価決定																								
10月	新・基本計画改定（素案）決定、諮問																								
令和９年３月	新・基本計画改定（案）答申、決定																								
５月	新・基本計画改定																								
制度提言																									
令和７年３月	制度提言方針策定、各部等へ照会																								
11月	制度提言（中間報告）決定																								
令和８年３月	制度提言決定																								
４月以降	国・関係要路へ要請																								
（令和９年３月）	沖振法改正）																								

5年以内見直し（計画改定・制度提言）に向けたスケジュール（案）

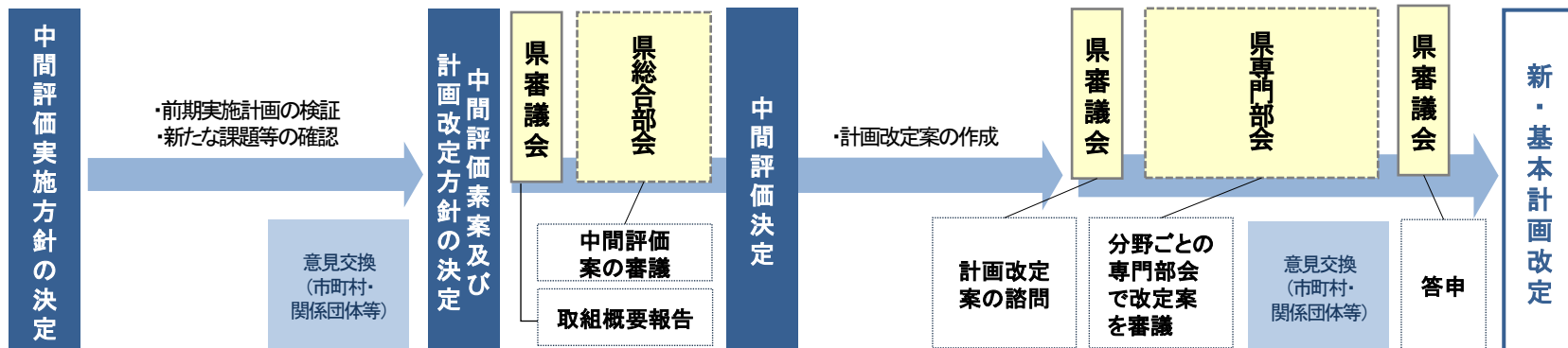
令和7年3月現在

内閣府

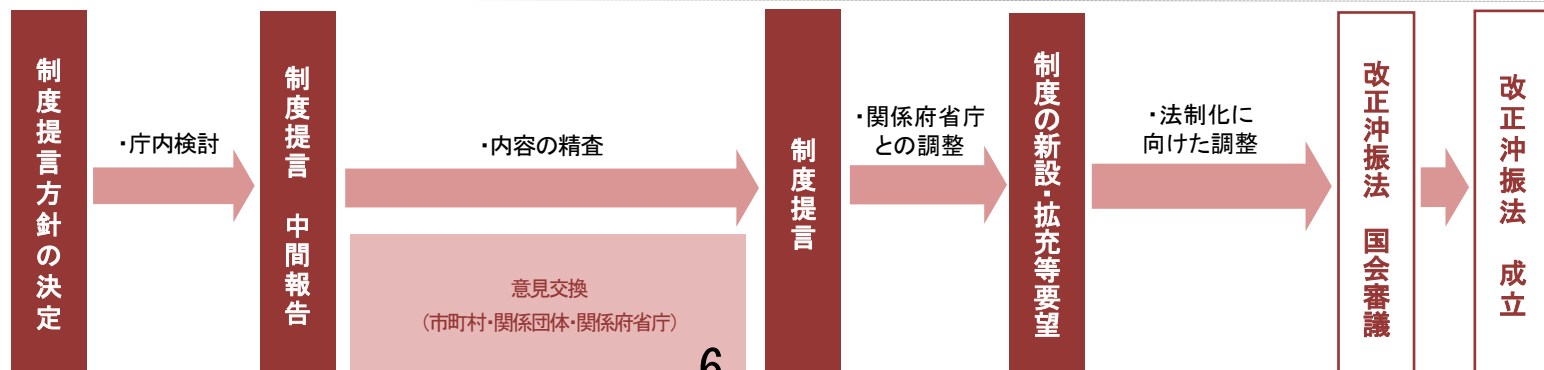


沖縄県

計画改定



制度提言



沖振法後期5年の沖縄振興に向けた制度提言(イメージ)

令和3年4月 制度提言

総点検の結果や新沖縄発展戦略、沖縄らしいSDGsを踏まえ、県民等の意見を勘案し、89制度を提言

【内訳】

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ○ 全ての将来像に共通 2制度 | ○ 将来像4 2制度 |
| ○ 将来像1 8制度 | ○ 将来像5 4制度 |
| ○ 将来像2 18制度 | ○ 固有課題・復帰特措 4制度 |
| ○ 将来像3 27制度 | ○ 継続分 24制度 |

制度の分類では財政特例（予算措置等）を求めるものが約半数

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ○ 財政特例 65制度 | ○ 規制緩和・要件緩和 22制度 |
| ○ 税制優遇 16制度 | |

- 改正沖振法等では、高率補助、一括交付金等主要な制度は継続。また、制度提言の趣旨を踏まえ、「子どもの貧困対策」「人材育成」「脱炭素社会の実現」等の努力義務が規定された。
- 財政特例（予算措置）を求めた人材育成、クリーンエネルギー等が沖縄振興予算で事業化

前回の制度提言での経験・蓄積を活用

沖振法後期5年の沖縄振興に向けた制度提言《令和8年4月予定》

沖振法後半に真に必要な制度
前回提言をベースに事情変更
や環境変化に対応した沖振法
後期5年間の沖縄振興策に真
に必要な制度を絞り込み

EBPMに基づく提言
現行制度の効果、課題につい
て定量的な指標による分析・
検証・改善策の説明など説得
力のある提言

規制緩和等制度の提言
単なる財政措置等ではなく規
制緩和・要件緩和や税制など
の沖縄振興を進める制度提言

意見交換事項等

所管部局：生活福祉部

件名	北部豪雨災害の支援について
内容	【経緯・現状】 令和6年11月の北部豪雨災害において、北部3村（国頭村、東村、大宜味村）および名護市、恩納村で浸水による住家被害が発生した（報告件数は、床下浸水含めて155件）。 今回の災害においては、災害救助法の適用ができなかったことから、県は災害救助法適用と同等の支援を行うことを決定し、被災者への住家の応急修理に対する支援と、市町村が応急救助で支出した経費に対して県から負担金を拠出することとしている。 また、国の被災者生活再建支援制度を参考とした今回の被害に特化した見舞金制度を創設するなど、各種支援を実施しているところである。 【課題】 1 北部豪雨災害の被災者の生活再建支援について、市町村と連携して進めていく必要がある。 2 今後、災害救助法を適用するにあたり、庁内においては関係部局との緊密な連絡体制を整備していく必要がある。 3 市町村においては災害救助法のおそれ段階における適用（4号適用）の判断基準の周知を徹底させることが必要である。 【県の対応等】 今後の処理方針 1 北部豪雨災害の支援について ①住宅の応急修理費の支援（予算額3,460万8千円） 災害救助法と同等の支援として11月から実施。住家被害が準半壊以上の世帯（65世帯）が対象となり、45世帯が申請予定（申請・支給済み含む）。うち10世帯は令和7年度での対応が必要となる見込み。 なお、対象世帯のうち残りの20世帯は申請しない意思を示している（保険金で対応、被害が軽微などの理由）。 ②災害見舞金の支給（完了）（65世帯に総額3,669万5千円） 国の被災者生活再建支援制度を参考として、今回の災害に限定した県独自支援制度を創設した。用途を限定しておらず、あらゆる用途で活用してもらえる。準半壊以上の世帯が対象で、対象となる全世帯に支給済み。

	③市町村への法と同等の支援（予算額 1,559 万 7 千円） 被災市町村が行った救助費について、法と同等額を負担金として交付する。（2 月補正で計上） ④災害義援金の配分（1 月 31 日時点で総額 2,240 万円余り） 日本赤十字社沖縄県支部と沖縄県共同募金会の協力のもと、沖縄県北部豪雨災害義援金配分委員会を立ち上げ、12 月 2 日から 3 月 31 日まで県民等から義援金を受け付けている。3 月 19 日に第 1 回の配分を行った（一部損壊以上の世帯に対し、15 万円×101 世帯＝1,515 万円）。 4 月に配分委員会を開催し、残り全額を配分する予定。 今後も、被災市町村と連携しながら引き続き必要な支援を行っていく。 2 県庁内の連絡体制について 県庁内の振返り会議（AAR）でのタイムラインの作成等をと おして相互調整を行い、部局間における緊密な連絡体制の整備に取り組む。 3 市町村に対する 4 号適用の判断基準の周知について 市町村に対しては、被害情報の集約や、市町村災害対策本部 の設置、災害救助法の適用の手順について、市町村説明会を行 うとともに、気象情報の変化により発災が見込まれる場面を捉 えて、適宜、各市町村に対して災害救助法適用に向けた注意喚 起のメールを送付し、4 号適用の判断基準の周知及び連携に努 める。
--	---

意見交換事項等

所管部局：こども未来部

件名	福祉分野人材育成推進会議部会について
内容	【経緯・現状】 ○ 特に児童相談所においては、<u>毎年</u>の大幅な増員に伴い<u>経験年数の浅い職員の育成</u>に課題があるほか、<u>出先機関の共通事項として「業務の効率化」等</u>について、<u>改善策を検討する必要がある</u>。 ○ このことから、<u>令和6年度のこども未来部のスタートに合せ、本庁課長や出先機関の所属長で構成する「福祉分野人材育成推進会議」の下に、新たに</u>出先機関と本庁の若手職員で構成する「福祉分野人材育成推進会議部会」を設置し、業務改善等の検討を行ってもらった。 ○ 本取組は、<u>若い職員の視点により、業務改善等に積極的に</u> <u>かわり提言を行ってもらうこと</u>で、<u>若手職員のやりがいの創出や人材育成</u>にもつながるものと期待している。 【部会での取り組み状況】 ○ 部会では、<u>グループワークにより業務の課題や職場の現状を話し合い、職員自らが具体的な改善策等を考え、アイデア等を出し合い提言を取りまとめた。</u> ○ <u>その提言を受け、事務局（こども若者政策課）において、職場ヒアリングを行った上で関係課等と調整を行い、改善の効果が見込まれる取組が着実に実施できるよう、所属長等へ理解と協力を求めたところ。</u> <主な改善内容> ・ 紙様式で管理していた各種台帳等の電子化 ・ 共有フォルダを活用した関係機関との書類共有の効率化 ・ 熟練度の格差を埋めるため、業務チェックリストの作成 ・ 職場内の業務改善にかかる意識の共有化 など ○ <u>令和7年度は、今年度の議論の中でも話題になった福祉現場から初めて本庁に異動した職員へのメンタルケアやローテーション人事等をテーマに検討を行ってもらう予定。</u>

意見交換事項等

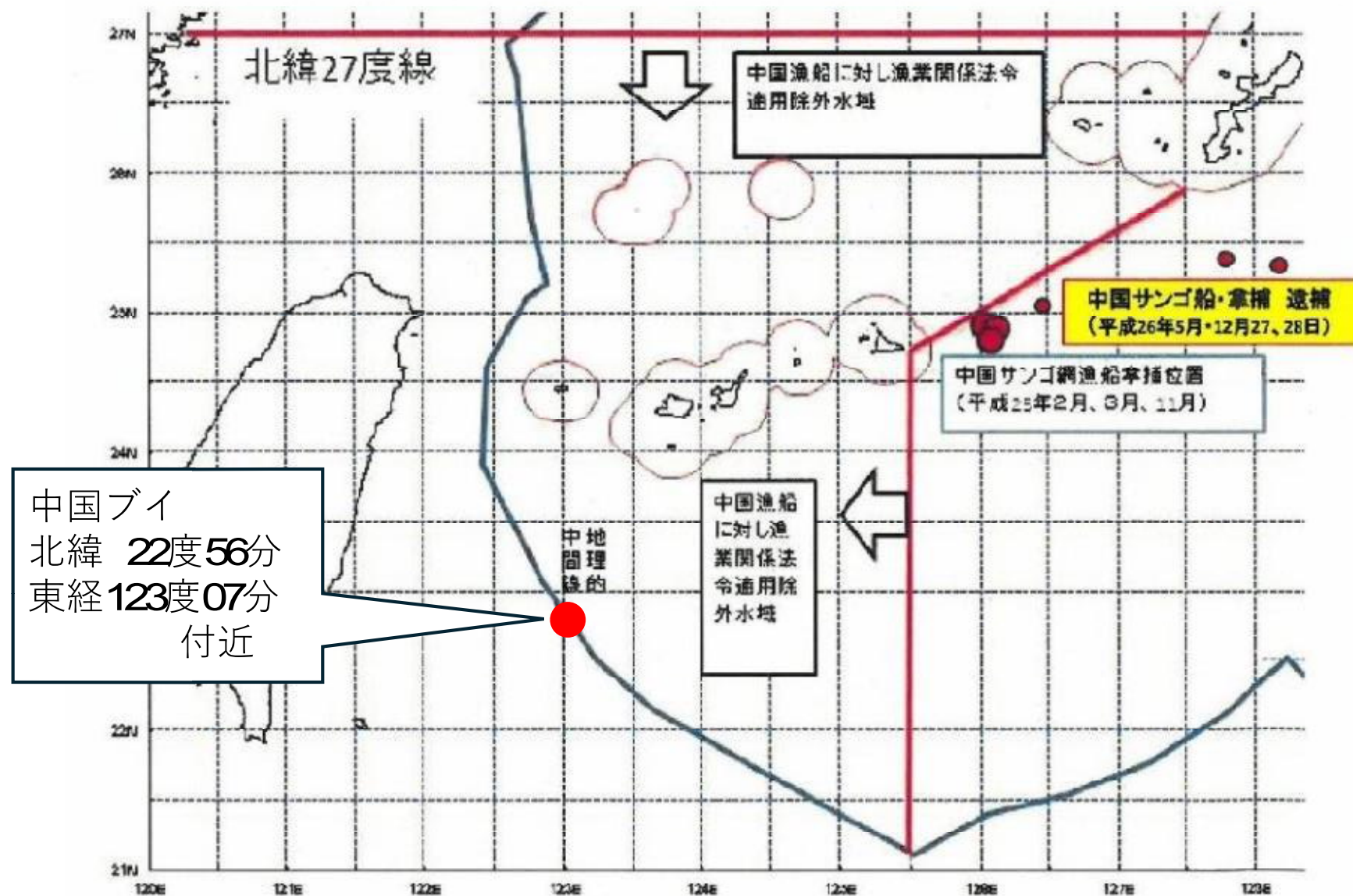
所管部局：保健医療介護部

件名	令和 7 年大船渡山林火災支援募金について
内容	【経緯・現状】 ○ 令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市の山林火災により、3 月 10 日時点で、面積の 9 % を焼失し、また、建物被害は 210 棟となる等多大な被害が発生しました。 ○ 沖縄県では、平成 23 年の東日本大震災の際には、保健師をはじめ、35 チーム、146 人の多くの県職員、市町村職員が大船渡市へ派遣され、保健活動の支援を行いました。 ○ 当該保健活動支援を行った職員の有志から、このたびの大船渡市の山林火災の被害に対する支援募金を行う旨の声が上がリ、その呼びかけにより、保健医療介護部内に「令和 7 年大船渡山林火災支援募金活動事務局」を 3 月 19 日に設置しました。 【県の対応等】 ○ 支援募金の依頼につきましては、事務局が今週から皆様へ呼びかけを行います。皆様へおかれましては、被災者支援である募金の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。 【添付資料】 ○ 平成 23 年東日本大震災保健活動支援派遣職員名簿

意見交換事項等

所管部局：農林水産部

件名	与那国島南方排他的経済水域内に中国により設置されたブイへの対応について
内容	【経緯・現状】 ・ 当該ブイについて、令和6年12月25日に、水産庁から、標識灯の付いた黄色のブイが確認されたとの情報提供（資料1） ・ 沖縄県漁業無線協会を通じて、県下の漁船に対し注意喚起を実施（継続中） ・ 3月7日、八重山漁業協同組合の理事会にて、沖縄県漁業組合連合会に対し、当該ブイの即時撤去を求める要請を決議 ・ 3月16日、知事は、林官房長官との面談時に、安全な操業環境の確保のため、中国政府に対し当該ブイの撤去を求めるよう要望。 ・ 3月18日、沖縄県漁業協同組合連合会の理事会にて、県に対し、当該ブイの即時撤去を求める要請を決議（資料2） 【課題】 ・ 当該ブイの設置海域は、マグロやソデイカの好漁場であり、本県漁業者の安全操業に深刻な影響を与えている。 【県の対応等】 ・ 県では、昨年12月25日より漁業無線を通じて当該ブイに対する注意喚起を継続して行っており、その動向を注視するとともに、情報収集に努めている。 ・ 県としては、漁業関係団体と連携し、漁業者の安全操業の確保について、引き続き、国に対し強く求めていく。 ・ 3月26日、大城副知事と沖縄県漁連会長が外務省、農林水産省などへ要請を実施予定。



令和 7 年 3 月

沖縄県知事

玉城 デニー 殿

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 上原 亀一

中国が与那国島南方に設置したとされる ブイの即時撤去を求める要請

平素より本県漁業者の操業安全、権益の確保に対し、ご尽力いただいていることに対し、心より感謝申し上げます。

さて、昨年 12 月に与那国島南方に設置が確認されたブイについては、同月 25 日に岩屋毅外務大臣が中国王毅外交部長との会談において「中国による一方的な資源開発といった様々な懸案について深刻な懸念を伝え、即時撤去を求めた」との報道を受け、国の対応に対し、心強く思っております。

しかしながら当該ブイの設置海域は、マグロやソデイカの好漁場であり、漁業者の安全操業に深刻な影響を与えております。

安全な操業環境の確保が急務であることは明白であり、当該ブイの即時撤去を関係省庁等に対し、さらに強く求めて頂きますよう、要請します。

意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

件名	沖縄県文化芸術振興基金に係る寄付金について
内容	【経緯・現状】 (1)令和7年2月議会において、長期的視点に立ち安定的財源のもと文化芸術の振興を図ることを目的とした「沖縄県文化芸術振興基金」を創設。創設時の積立金として一般財源により2.5億円を積立。 (2)今後の基金の積立ての考え方として、民間の活力を最大限に活用する事により、社会全体で文化振興を支える仕組みを構築するため、寄付額と一般財源による積み増しを行う。 (3)令和7年度は基金事業として、「もっとおきなわプロジェクト」と題し、県民一人一人が文化芸術に触れ親しむ機会創出の取組と、文化産業を牽引するプロの育成の2つの取組を実施する。 〈参考〉取組の概要 ①未来につなげ「もっとおきなわ」コンテスト（25,000千円）R7～R9 令和8年度の首里城正殿完成セレモニーの一環として、広く県民等巻き込んだ舞台及び映像作品を制作・公開。作品の原案募集として、令和7年度は、若年層を対象とした脚本コンテストを開催する。 ②新作舞台制作を通じた担い手育成事業（25,850千円）R7～R11 文化産業の基盤強化のため、世界に通用する舞台作品を制作。舞台制作を通じた実演家、アートマネジメント人材、その他の舞台スタッフ等（プロデューサー、演出家、大道具、照明等）の若手人材の育成。 【課題】 (1)基金の財源確保のために、単年度の寄付の目標額を2千万円に設定しており、令和7年度以降は、寄付を安定的に確保する必要がある。 【県の対応等】 (1)令和7年度は戦後80周年、令和8年度は首里城正殿の完成、令和9年度は世界のウチナーンチュ大会が開催予定となっており、本県の文化を国内外に発信する好機となっていることから、各イベント等と併せ寄付について効果的にPRする。 (2)令和7年度の寄付目標額2千万円を達成するために、沖縄懇話会、沖縄県経営者協会など、県内の企業を束ねる団体や、企業版ふるさと納税制度を活用するため、本社又は親会社が県外にある県内の企業等に対し、企業訪問を行う。 (3)PR活動の本格化に向けて、県HPの作成や、パンフレット等のPR資料を作成する。各部局においても、基金の設置及び寄付のご協力について、関係団体に広く呼び掛けていただきたい。

意見交換事項等

所管部局：企業局

件名	「水道広域化施設整備事業」 座間味村座間味地区への水道用水供給開始について
内容	企業局では、沖縄本島と離島との水道サービスの格差（水道水の質、量、料金など）を解消し、離島における定住条件の向上を図ることを目的として、平成28年度から本島周辺離島8村（粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、伊是名村）への水道広域化（水道用水供給事業の拡大）に取り組んでおり、浄水場等の施設整備を進めているところである。 今回、座間味村座間味地区への水道用水供給に必要な海水淡水化施設の整備が完了したことから、令和7年4月1日に供給を開始する予定である。 なお、令和9年度までには8村全てに水道用水を供給する計画となっている。 【施設概要】 座間味海水淡水化施設：浄水方法 RO 膜処理 施設能力 600m³/日 (新設 400m³+既設 200m³) 【建設費等】 建設費：約11億円 建設期間：令和5年度～令和6年度 (海水淡水化施設整備の一部は令和7年度完成予定) 【離島8村の供給開始実績と今後の予定】 平成29年度：粟国村【平成30年3月】 令和元年度：北大東村【令和2年3月】 令和2年度：座間味村（阿嘉島・慶留間島）【令和3年3月】 令和4年度：伊是名村【令和4年8月】 ：南大東村【令和5年2月】 令和5年度：伊平屋村【令和5年11月】 令和6年度：渡嘉敷村【令和6年9月】 令和7年度：座間味村（座間味島）【令和7年4月】 令和9年度：渡名喜村

意見交換事項等

所管部局：教育庁働き方改革推進課

件名	「教職員メンタルヘルスの日」の制定について
内容	【経緯・現状】 文部科学省の令和5年度「公立学校教職員の人事行政調査」によると、沖縄県の教育職員の精神疾患による病気休職者数の在職者に占める割合は1.69%で、全国の割合0.77%の約2倍となっており、メンタルヘルス対策は喫緊の課題である。 このような状況下において、県教育委員会では、令和6年3月に沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を策定し、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進しているところである。 また、国の「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」の取組等により、教職員へのメンタルヘルスに関する理解啓発が課題として挙げられている。メンタルヘルス対策の推進には、教職員自身がストレスに気づき、対処するための知識、方法を身につけ、実践することが重要であり、そのためには、教職員自身がメンタルヘルスについて正しく理解できるようにする必要がある。 以上のことから、教職員がメンタルヘルスについて正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」を定めた。 【課題】 (1) 市町村教育委員会の取組・対策の整備・充実 (2) 県立学校との連携強化 (3) メンタルヘルス不調の要因分析等 (4) 教職員に対する理解啓発 【県の対応等】 (1) メンタルヘルスに関する情報発信 公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する基礎知識や対処方法等の情報提供を行い、メンタルヘルスに関する理解啓発を図る。 (2) 個人、組織での取組推進 公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する研修コンテンツ等を紹介し、メンタルヘルスに関する個人、組織での取組を推進する。

「教職員メンタルヘルスの日」の制定について

教育庁働き方改革推進課

1 制定の経緯及び必要性

文部科学省の令和5年度「公立学校教職員の人事行政調査」によると、沖縄県教育職員の精神疾患による病気休職者数の在職者に占める割合は1.69%で、全国の割合0.77%の約2倍となっており、メンタルヘルス対策は喫緊の課題である。

このような状況下において、県教育委員会では、令和6年3月に沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を策定し、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進しているところである。

国の「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」の取組等により、教職員へのメンタルヘルスに関する理解啓発が課題として挙げられている。メンタルヘルス対策の推進には、教職員自身がストレスに気づき、対処するための知識、方法を身につけ、実践することが重要であり、そのためには、教職員自身がメンタルヘルスについて正しく理解できるようにする必要がある。

以上のことから、教職員がメンタルヘルスについて正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」を定める。

2 日の設定について

(1) 設定日：5月1日及び9月1日

(2) 設定理由

① 5月1日

新年度は人事異動や配置転換等があり、生活環境や人間関係等の変化により心身にストレスがかかりやすい時期のため。

② 9月1日

夏季休業明けはメンタルヘルス不調になりやすいことから、事前にメンタルヘルスに関する情報発信等を行うことで、未然防止・早期発見に向けた取組を推進する。

3 主な取組事項

(1) メンタルヘルスに関する情報発信

県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する基礎知識や対処方法等の情報提供を行い、メンタルヘルスに関する理解啓発を図る。

(2) 個人、組織での取組推進

県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する研修コンテンツ等を紹介し、メンタルヘルスに関する個人、組織での取組を推進する。

教職員メンタルヘルスの日を定める要綱

令和7年3月5日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1 教職員が資質能力を十分に発揮するためには、心身の健康の確保が重要である。メンタルヘルス対策の効果的な取組の実施や環境整備に向けて、公立学校教職員が正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」(以下「メンタルヘルスの日」)を定める。

(メンタルヘルスの日)

第2 メンタルヘルスの日は、5月1日及び9月1日とする。

(メンタルヘルスの日の取組期間)

第3 取組期間は、メンタルヘルスの日を含む前後1か月とし、メンタルヘルスの日の趣旨にふさわしい取組を実施する。

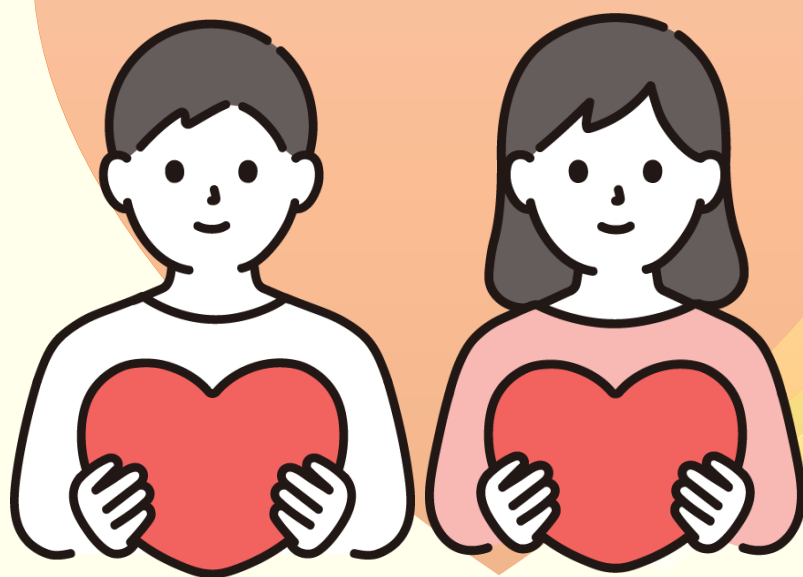
(メンタルヘルスの日の取組)

第4 県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する情報発信等を行うとともに、広く教職員への普及に努め、個人及び組織によって主体的な取組を推進するものとする。

(その他)

第5 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

5月1日、9月1日は 「教職員メンタルヘルスの日」



体のケアと同じように、

こころのケアしてありますか？

大切です。

「教職員メンタルヘルスの日」とは

今、沖縄県では公立学校教職員のメンタルヘルスが大きな課題となっており、教職員はもとより全ての公立学校教育関係者の一人一人がこのことを自分ごととして受け止め、教職員のメンタルヘルスを支えていくことが必要です。

県教育委員会では、**公立学校教職員がメンタルヘルスについて正しく理解し、行動することができるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るために、**

「教職員メンタルヘルスの日」 を決めました。(令和7年3月制定)

この機会に、メンタルヘルスについて考えてみませんか？



沖縄県教育委員会